

加古川市国民健康保険資格確認書等の交付に係る本人確認に関する
取扱要領

平成 28 年 2 月 29 日 国民健康保険課長決定

令和 2 年 2 月 13 日 改正

令和 4 年 3 月 30 日 改正

令和 6 年 12 月 2 日 改正

(目的)

第 1 条 この要領は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づく届出又は国民健康保険に係る各種証明書等の交付申請及び交付(以下「届出等」という。)を行う者に対し、本人であることを確認すること(以下「本人確認」という。)により、偽りその他不正な届出等を防止し、もって市民の個人情報及び財産を守ることを目的とする。

(本人確認の対象となる届出等の範囲)

第 2 条 本人確認の対象となる届出等は次に掲げるものとする。

- (1) 国民健康保険資格確認書(再)交付
- (2) 国民健康保険資格確認書(特別療養費)(再)交付
- (3) 国民健康保険資格情報のお知らせ(再)通知
- (4) 限度額適用認定証(再)交付
- (5) 限度額適用・標準負担額減額認定証(再)交付
- (6) 特定疾病療養受療証(再)交付

(本人確認の方法等)

第 3 条 前条の届出等を受けるときは、次に掲げる住民異動届等の届出及び証明書等の交付申請の本人確認に関する事務取扱要領(平成 17 年 10 月 1 日市民課長決定)別表(第 3 条及び第 4 条関係)に定める書類等を提示させ、申請者等が本人であることを確認する。ただし、有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。

(1) 別表中1号の本人確認できる書類から1点

(2) 別表中2号の本人確認できる書類から異なる書類2点

2 前項による方法で本人確認ができない場合は、本人の世帯主の住民登録地へ郵送し、郵送物の到達をもって本人確認ができたものとみなす。

3 第1項の規定により本人確認を行った場合は、身分証明書の名称等を届出等の確認欄等に記載するものとする。ただし、身分証明書の写し(個人番号の記載があるものを除く。)を当該届出等の書類に添付したときは、当該記載を省略することができる。

4 代理申請にあたり、官公署から世帯主に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の世帯主の代理人として交付の申請をすることを証明するものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認める書類については、第1項を準用する。

(郵送による届出等の本人確認)

第4条 市長は、郵送による届出等を受けた場合は、資格確認書等を世帯主の住民登録地へ郵送し、郵送物の到達をもって本人確認ができたものとみなす。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日 加保第4215号)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日 加保第4443号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月27日 加保第2726号)

この要領は、令和6年12月2日から施行する。